

バーゼル銀行監督委員会による
バーゼルⅢテキストの公表等について

金融庁/ 日本銀行
2011年1月

これまでの経緯

- 2008年9月 リーマンショック
- 2008年11月 G20ワシントン・サミット
- 2009年4月 G20ロンドン・サミット
- 2009年9月 G20ピッツバーグ・サミット
 - 「金融システムの強化」を図るため、銀行資本の量と質の双方を改善し、過度なレバレッジを抑制するため、国際的に合意されたルールを2010年末までに策定することにコミット。
- 2009年12月 バーゼルⅢの市中協議案公表
- 2010年2月 定量的影響度調査の実施
- 2010年6月 G20トロント・サミット
- 2010年7月、9月 中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ(GHOS)会合
 - 国際的に活動する銀行の自己資本・流動性の新たな枠組みに合意。
- 2010年11月 G20ソウル・サミット
 - 上記枠組みが報告、了承される。
- **2010年12月 バーゼルⅢテキストの公表**
 - これまでに合意・了承された内容をテキスト化。

バーゼルⅢテキストの構成

- これまでのGHOS会合で合意され、G20サミットで了承された内容をテキスト化したもの。

- テキストは、以下の 2部構成。

1. 自己資本規制

(「より強靱な銀行と銀行システムのための国際的な規制枠組み」)

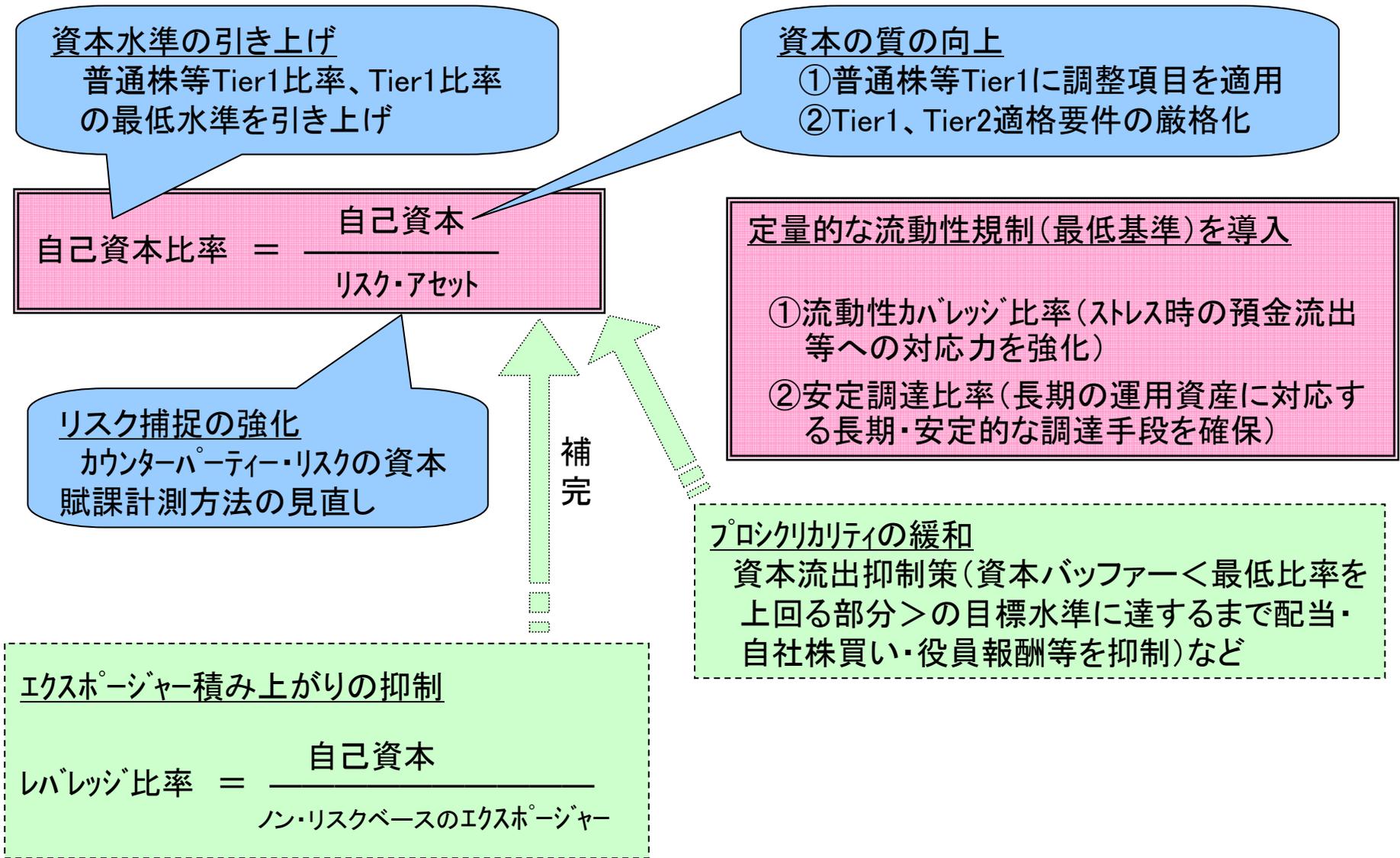
- ① 資本の定義と最低水準
- ② リスク捕捉
- ③ 資本保全バッファー
- ④ カウンターシクリカルな資本バッファー
- ⑤ レバレッジ比率

2. 流動性規制

(「流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」)

- ① 規制水準
- ② モニタリング手法
- ③ 実施上の留意点

バーゼルⅢの全体像



水準の見直し

自己資本の水準調整 所要自己資本及びバッファ（%）			
	普通株式等 （控除後）	Tier 1資本	総資本
最低所要水準	4.5	6.0	8.0
資本保全バッファ	2.5		
最低所要水準＋資本保全バッファ	7.0	8.5	10.5
カウンターシクリカルな資本バッファの範囲*	0-2.5		

*普通株等Tier1又はその他の完全に損失吸収力のある資本

段階的实施

	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019
レバレッジ比率	監督上の モニタリング期間		試行期間 2013年1月1日～17年1月1日 各銀行による開示開始 2015年1月1日					第1の柱 への移行 を視野	
普通株式等の最低所要水準			3.5%	4.0%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%	4.5%
資本保全バッファ						0.625%	1.25%	1.875%	2.5%
普通株式等の最低所要水準＋資本保全バッファ			3.5%	4.0%	4.5%	5.125%	5.75%	6.375%	7.0%
普通株式等からの段階的控除(繰延税金資産、 モーゲージ・サービシング・ライツ及び金融機関に対 する出資を含む)				20%	40%	60%	80%	100%	100%
Tier1最低所要水準			4.5%	5.5%	6%	6%	6%	6%	6%
総資本最低所要水準			8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%
総資本最低所要水準＋資本保全バッファ			8.0%	8.0%	8.0%	8.625%	9.25%	9.875%	10.5%
その他Tier1またはTier2に算入できなくなる 資本のグランドファザリング			10年間(2013年1月1日開始)						

流動性カバレッジ比率(LCR)	観察期間 開始				最低基準 の導入				
安定調達比率(NSFR)	観察期間 開始							最低基準 の導入	

(注)全ての日付は1月1日時点。網掛けは移行期間。

国際的に活動する銀行の自己資本比率規制の推移

導入時期	1988年	1998年	2007年3月	2013年	2019年
総自己資本比率	<p>自己資本 (Tier1+Tier2) \geq 8%</p> <p>リスク・アセット</p>				
Tier1比率 (Tier1は、普通株、内部留保、優先株等で構成)	Tier1比率 \geq 4%			Tier1比率 \geq 6% (※Tier1の算入を厳格化)	
普通株式等Tier1比率 (普通株等Tier1は、Tier1のうち、普通株、内部留保で構成)	普通株等Tier1比率 \geq 2%			普通株等Tier1比率 \geq 4.5% (※普通株等Tier1に新たに控除項目を適用)	
資本保全バッファー				普通株等で 2.5% (※最低比率に上乘せ)	
	<p>(参考) 段階的实施について</p>				
リスク・アセット(分母)	・信用リスクのみ	・市場リスクの導入 (トレーディング勘定のリスク捕捉)	分母の計測を精緻化 ・信用リスクの見直し ・オペレーショナル・リスクの導入	分母の計測を厳格化 ・デリバティブ、再証券化、トレーディング勘定のリスク捕捉強化	

資本の質の見直し(算入要件)

普通株等Tier1	<ul style="list-style-type: none"> ・普通株 ・内部留保 ・普通株転換権付優先株 ⇒ <u>その他Tier1資本への算入</u>
その他Tier1	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外の優先株 ・ステップ・アップ付の優先出資証券 ⇒ <u>算入不可</u> ・ステップ・アップなしの優先出資証券 ⇒ <u>条件次第で算入不可</u> <p>※ 会計上負債に分類されるものは、元本削減や普通株転換の仕組みが必要等等</p>
Tier2	<ul style="list-style-type: none"> ・劣後債、劣後ローン(初回コール日までが5年未満) ⇒ <u>算入不可</u> ・劣後債、劣後ローン(初回コール日までが5年以上) <p>等</p>

- その他Tier1、Tier2資本に関しては、上記に加え、銀行の実質的な破綻状態において元本削減あるいは普通株式に転換されることを求める契約条項が発行条件に含められていることが2013年1月以降に追加的に算入要件となる(注)(バーゼル委 1月13日公表「バーゼル銀行監督委員会による規制資本の質を向上させるための改革の最終要素を公表」参照)

(注)ただし、各国法制上の破綻処理制度が契約によるアプローチと同等の元本削減等の結果を生じるならば、ピアレビュー・プロセス及びディスクロージャーを含む一定の条件の下、自己資本への算入が認められる。

定義の見直し(控除項目)

→ GHOS合意をテキスト化

(各国の実情に配慮し、以下のような控除項目の一部例外を容認。)

	2009年12月の規制案	バーゼルⅢテキスト
少数株主持分	<u>自己資本へは不算入</u>	<u>銀行である子会社の最低基準＋資本保全バッファ対応部分まで算入可</u>
繰延税金資産	<u>普通株等Tier1から全額控除</u>	<u>会計と税務の一時差異に基づくものは、銀行の普通株等Tier1部分の10%まで算入可(注)</u>
他の金融機関への10%超普通株出資	<u>普通株等Tier1から全額控除</u>	<ul style="list-style-type: none"> ・銀行の普通株等Tier1部分の10%まで算入可(注) ・カウンターパーティ・リスクのあるヘッジ手段との相殺可 ・5営業日以内の引受けポジションの除外
無形固定資産	<u>普通株等Tier1から全額控除</u>	<u>会計基準の差異に基づく取扱いの不平等を是正</u>

(注)繰延税金資産、他の金融機関の普通株への重要な出資等を合算して普通株等Tier1の15%まで算入。

GHOS合意の明確化

- これまでのGHOS合意について、以下の点などを明確化。

(例)

少数株主持分

銀行である子会社

→ 銀行と同様の規制・監督の下にある金融機関は、“銀行”と取扱い可

算入可能な自己資本額

→ 各Tierの最低基準に加え、資本保全バッファ一分まで算入可

銀行以外の子会社

→ その他Tier1、Tier2については、銀行以外の子会社の少数株主持分も算入可(注)

(注)子会社が第三者から提供された劣後ローン等については、厳密には会計上「少数株主持分」に区分されないが、連結ベースのTier2の算入にあたっては、同様の考え方を適用。

市中協議文書の内容の明確化

- 市中協議文書の内容について、以下の点などを明確化。

(例)

ダブルギアリングにおけるその他Tier1・Tier2の取扱い

他の金融機関の普通株資本について10%超を出資している場合

→ 当該金融機関へのその他Tier1・Tier2に相当する出資は、コレスポンディング・ルールにより、全額控除

他の金融機関の普通株資本について10%未満を出資している場合

→ そうした出資先の規制資本への出資をすべて合算した額が、銀行の普通株等Tier1の10%を超える部分について、コレスポンディング・ルールにより、当該出資のティアごとの保有割合に応じプロラタで控除

資本保全バッファ

(目的)

- ストレス期に取崩し可能な資本バッファの保有を求めるもの。

(水準)

- 最低水準に上乗せして、普通株等Tier1で2.5%

(バッファ水準を下回った場合)

- バッファ水準を下回った割合に応じ、配当、賞与、自社株買い等の社外流出に制限が課される。

普通株等Tier1比率	社外流出の制限割合(利益対比)
4.5%~5.125%	100%
5.125%~5.75%	80%
5.75%~6.375%	60%
6.375%~7.0%	40%
7.0%超	0%

カウンターシクリカル・バッファ

(目的)

- 過剰な総与信の増加等によるシステム全体のリスクの積み上がりに対し、銀行セクターを将来的な損失から守るため、バッファとしての資本を持つことを確保する枠組み。

(水準)

- 資本保全バッファの拡張として、「普通株等Tier1又はその他の完全に損失吸収力のある資本」で0~2.5%の範囲で、各国裁量により設定。

(バッファ設定の判断)

- 各国当局は、「総与信/GDP比のトレンドからの乖離」を共通の参照指標として見ながら、他の適切な指標も参考としてバッファ設定の要否を判断。当局がバッファを設定する場合には、銀行は事前予告から1年以内の資本積み上げを求められる。

普通株等Tier1比率 <small>(その他の完全に損失吸収力のある資本を含む)</small>	社外流出の制限割合(利益対比)
バッファの第1四分位内	100%
バッファの第2四分位内	80%
バッファの第3四分位内	60%
バッファの第4四分位内	40%
バッファの上限超	0%

リスク捕捉の強化(カウンターパーティ・リスク)

- OTCデリバティブ取引について、CVA(Credit Valuation Adjustment: 信用評価調整)の変動リスクを新たに捕捉。⇒ **標準的CVA資本賦課の水準と合理性について、影響度調査を実施。2011年第1四半期完了予定。**

(注)CVAとは、カウンターパーティ(取引相手)の信用力をデリバティブ取引の評価額に反映させる価格調整のことを言う。

- 清算機関を通じた取引の取扱いを見直し ⇒ **新しい枠組みであり、市中協議及び影響度調査を実施の上、2011年中に最終化の予定。**
 - CPSS/IOSCOの国際基準を満たす清算機関には、時価及び担保にかかるエクスポージャーにつき2%のリスク・ウェイトを適用。また、ロスシェアを目的として清算参加者が清算機関に対して拠出する清算預託金にも、毀損リスクに応じた取扱い。
- 資産規模1000億ドル以上の規制金融機関及び規模に関係なく非規制金融機関は、他の業態に比べて相互連関性が高いことを踏まえ、資産相関係数の引上げ(1.25倍)を通じたリスク・ウェイトの引上げ。

レバレッジ比率

(目的)

- 銀行システムにおけるレバレッジの拡大を抑制。
- 簡易な指標とすることで、リスクベースの指標(自己資本比率規制)を補完。

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{資本(新定義のTier1)}}{\text{エクスポージャー(オンバランス項目+オフバランス項目)}}$$

(基準の見直し)

- 2011年1月より移行期間を開始。2013年1月から2017年1月までの試行期間において、3%の比率をテスト。銀行レベルのレバレッジ比率及びその構成要素の開示は、2015年1月から。
- 試行期間の結果を踏まえ、適切な検討と水準調整に基づき、2018年1月から第1の柱の下での取扱いに移行することを視野に、2017年前半に最終調整。

レバレッジ比率の定義

資本項目	資本	試行期間中はTier1 (新定義) でテスト
	資本の控除項目	エクスポージャーからも控除
資産項目 (エクスポージャー)	総資産の計測	会計上の計数(引当や評価調整をネットしたベース)
	信用リスク削減効果	適用しない
	レポ取引、証券金融	バーゼル II 上のネットtingを認める
	デリバティブ (クレジット・デリバティブを含む)	カレント・エクスポージャー方式による将来の潜在的エクスポージャー計測 + バーゼル II 上のネットtingを認める
	オフバランス項目	一律の掛目 (CCF: 100%) を適用して計上。無条件で取消可能なコミットメントには10%の掛目を適用(但し、10%が適切か更に検証を行う)。

(注) レバレッジ比率の計算ベースは四半期の月平均値。

流動性比率

① 流動性カバレッジ比率 (LCR: Liquidity Coverage Ratio)

(目的)

- ・ ストレス下でも市場から流動性を調達することができる高品質の流動資産(以下、「適格流動資産」)を、短期間(30日間)の厳しいストレス下におけるネット資金流出額以上に保有することを求める。

(基準の概要) 2015年から実施見込み

$$\text{LCR} = \frac{\text{適格流動資産}}{\text{30日間のストレス期間に必要な流動性}} \geq 100\%$$

② 安定調達比率 (NSFR: Net Stable Funding Ratio)

(目的)

- ・ 流動性を生むことが期待できない資産(所要安定調達額)に対し、流動性の源となる安定的な負債・資本(安定調達額)をより多く保有することを求める。

(基準の概要) 2018年から実施見込み

$$\text{NSFR} = \frac{\text{安定調達額(資本+預金・市場性調達の一部)}}{\text{所要安定調達額(資産×流動性に応じたヘアカット)}} > 100\%$$

LCRの主な変更点

1. 適格流動資産

項目	掛け目
(レベル1資産)	
現金、中銀預金、リスク・ウェイトが0%の国債、中銀発行証券、政府・中銀保証債等	100%
(レベル2資産)	
リスク・ウェイトが20%の政府・公共部門の資産、および高品質の非金融社債、カバードボンド ^(注1)	85%

2. 主な資金流入項目^(注2)

項目	掛け目
30日以内に満期を迎える金融機関向け健全債権	100%
30日以内に満期を迎えるその他の健全債権	50%

3. 主な資金流出項目

項目	掛け目
リテール預金	
安定した ^(注3) 個人・中小企業預金	7.5% → 5%
その他の個人・中小企業預金	15% → 10%
ホールセール調達	
預金保険制度の保護対象 ^(注4)	7.5% → 5%
無担保調達	
安定した事業法人、政府・中銀等、金融機関からの調達 ^(注5)	25%
上記以外の事業法人、政府・中銀等からの調達	75%
上記以外の金融機関からの調達	100%
有担保調達 ^(注6)	0%~100%
3ノッチ格下時の追加担保需要	100%
非金融法人向けの信用供与枠(未使用額) ^(注7)	5%~10%
金融機関向け信用供与枠(未使用額)	100%

(注1) 適格流動資産に占める割合の上限は40%(基本提案の50%から引下げ)。高品質の定義は信用格付けAA-相当以上に加え、定量的な基準を追加導入する予定(具体的な基準は観察期間中に検討)。

(注2) 資金流入総額の上限は資金流出額の75%。

(注3) リテール/中小企業預金の安定性を判断する基準は、預金保険制度の保護対象かつ給与振込み先口座である等、顧客との関係が強固であること。

(注4) 本邦では決済性預金が該当。

(注5) 事業法人、政府・中銀等、金融機関からの預金の安定性を判断する基準は、清算業務、カストディ業務、キャッシュマネジメント業務を提供していること、または、協同組織金融機関の系統預金のうちの預託義務額。なお、該当する銀行預金の預金先は当該預金からの資金流入を0%とする必要。

(注6) レベル1資産を担保とした場合は0%、レベル2資産を担保とした場合は15%、それ以外は100%(但し、政府・中銀等を取引相手とする場合は25%)。

(注7) リテール/中小企業向けのクレジットライン未使用枠について5%へ引下げ。

NSFRの主な変更点

1. 所要安定調達額(Required Stable Funding)	
主な項目	掛目
現金、残存期間1年未満の証券・貸出 ^(注1)	要検討 ^(注2)
国債、政府保証債、国際機関債等	5%
信用・流動性供与枠(未使用額)	10% → 5%
非金融機関発行の社債等(AA格以上)	20%
非金融機関発行の社債等(A-格～AA-格)、金 上場株式、事業法人向け貸出(残存期間1年未満)	50%
個人向け貸出 (残存期間1年未満、抵当権付き住宅ローンを除く)	85%
高品質の貸出 ^(注3)	100% → 65%
上記以外の資産	100%

2. 安定調達額(Available Stable Funding)	
主な項目	掛目
資本(Tier1、Tier2等)	100%
残存期間が1年以上の負債	100%
個人・中小企業からの安定した預金 ^(注4)	85% → 90%
個人・中小企業からのその他の預金	70% → 80%
協同組織金融機関の系統預金のうち最低預入額 ^(注5)	0% → 75%まで
非金融機関からのホールセール調達 (残存期間1年未満)	50%
その他の負債(残存期間が1年未満)	要検討 ^(注2)
上記以外の負債および資本	0%

(注1) 金融機関に対する更新されない貸出に限定。

(注2) 残存期間1年未満の証券・貸出及び負債の掛目については、より詳細な期間区分に応じた掛目を設定する方向で観察期間中に見直される予定。

(注3) バーゼルIIの標準的手法において、リスク・ウェイトが35%以下のa) 抵当権付住宅ローン(満期を問わない)及びb) 金融機関向けを除くその他の貸出(残存満期1年以上)。

(注4) 預金の安定性を判断する基準案は、LCRと同じ。

(注5) 最終顧客がリテール/中小企業の場合75%、それ以外の場合は、顧客属性に応じた掛目(例えば、非金融機関であれば50%)

今後の予定

■ リスク捕捉の強化

CVA(信用評価調整)に対する資本賦課

→ 2011年第1四半期に、水準調整のための影響度調査を実施

清算機関を通じた取引に対する資本賦課

→ 市中協議及び影響度調査を行い、2011年中に最終化

■ レバレッジ比率規制

→ 試行期間の結果を踏まえ、2017年前半に最終調整

■ 流動性規制

流動性カバレッジ比率(LCR)

→ 観察期間を通じ見直し。2013年半ばまでに最終案をとりまとめ

安定調達比率(NSFR)

→ 観察期間を通じ見直し。2016年半ばまでに最終案をとりまとめ

定量的影響度調査の結果

- 定量的影響度調査(QIS)には、23か国から263行(グループ1:94行、グループ2:169行)が参加。日本からは16行(グループ1:9行、グループ2:7行)が参加。

▽ 自己資本比率<%>

	普通株式等比率		Tier1 比率		総自己資本比率	
	控除前	新規制	現行	新規制	現行	新規制
グループ1	11.1	5.7	10.5	6.3	14.0	8.4
グループ2	10.7	7.8	9.8	8.1	12.8	10.3

▽ レバレッジ比率・流動性比率<%>

	レバレッジ比率	LCR	NSFR
グループ1	2.8	83	93
グループ2	3.8	98	103

(注)

- ・ グループ1銀行とは、Tier1資本が30億ユーロ超で多様な業務を行う国際基準行。グループ2銀行はそれ以外の銀行。
- ・ 普通株式等比率については、現行では普通株式等からの「控除」という考え方がないため、同比率については「控除前」と「控除後」を比較(このため、控除前の同比率は、現行Tier1比率より高くなる)。